

ベトナム ビジネスガイド

2019年3月



グローバル・アドバイザリー部

Global Advisory
Department

LEAD THE VALUE

本資料は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、一般に信頼できるとされるデータに基づき作成致しておりますが、その信憑性・正確性を保証するものではありません。また、本資料はお客さまの参考資料の目的でのみご利用いただきたく、お客さま及びお客さま担当会計士・税理士・弁護士等の専門家以外の法人・個人に対して本資料の全部もしくは一部を引用、複写、転送、開示されることは、ご遠慮いただきますようお願い致します。最後のページに当資料の利用に関する留意点を掲載しています。

1. 基本情報	2
2. 概要		
2.1 特徴	3
2.2 労働力	4
2.3 国内消費市場	5
2.4 ベトナムと日本の親和性	6
3. 主要経済指標	10
4. 投資規制		
4.1 企業法・投資法の改正	12
4.2 参入規制	13
5. 投資優遇措置		
5.1 概要	15
5.2 法人税等	16
5.3 関税等	17
6. 進出手続き		
6.1 進出形態	18
6.2 会社設立の流れ	19
7. 税制		
7.1 概要	21
7.2 所得課税	22
7.3 消費課税	23
7.4 国際課税	24
8. 貿易・為替管理制度	25
9. 金融動向	26
10. インフラ		
10.1 物流インフラ	27
10.2 電力・通信	28
11. 労働事情		
11.1 賃金動向	29
11.2 就業者数・労働条件	30

1. 基本情報

- ◆ ASEAN第3位の人口を擁する、南北に長い国土(南北1,650Km)。
- ◆ 共産党1党による社会主義体制であり、宗教的対立が少なく、政治・社会的に安定。

国名	ベトナム社会主義共和国 (Socialist Republic of Viet Nam)
面積	32.9万平方キロメートル(日本の0.87倍)
人口	9,364万人、世界第14位、ASEAN域内第3位(2017年) 中央年齢30.9歳
GDP	名目GDP2,204億米ドル、実質GDP成長率6.8%(2017年) 一人当たりGDP2,353米ドル
言語	ベトナム語
宗教	仏教(約80%)、カトリック、カオダイ教、ホアハオ教 等
政体	社会主義共和制、1院制(定数500名) ベトナム共産党の1党体制
指導体制	書記長:グエン・フー・チョン(2011年1月就任) (2018年10月より国家主席も兼務) 首相:グエン・スアン・フック(2016年4月就任) 国会議長:グエン・ティ・キム・ガン(2016年4月就任)

(出所) 外務省ウェブサイト、ジェトロウェブサイト、CEIC、CIA「The World Factbook」2019年1月版

	ハノイ	ホーチミン	ダナン
特色	政治の中心	経済の中心	中部の中心地
面積(2017年)	3,359km ²	2,061km ²	1,285km ²
人口(2017年)	742万人	844万人	106万人
1人当たりGDP(2017年)	3,843米ドル	5,615米ドル	3,585米ドル
行政区画	首都 中央直轄市	中央直轄市	中央直轄市
位置	北部	南部	中部
在留邦人(注)	6,239人 (2017年10月)	9,464人 (2017年10月)	245人 (2017年10月)
商工会登録企業数	684社 (2017年12月)	966社 (2018年3月)	117社 (2017年12月)

(出所) ベトナム統計局ウェブサイト、ダナン市統計局、外務省「海外在留邦人数調査統計」平成30年版、ホーチミン日本商工会議所ウェブサイト、ジェトロウェブサイト

(注) 在留邦人は在外公館別在留邦人数であり、ハノイとダナンは在ベトナム日本国大使館、ホーチミンは在ホーチミン日本国総領事館にて登録された在留邦人数



(出所) 外務省ウェブサイト

2.1 概要「特徴」

- ◆ 若くて低廉な労働力、地理的優位性により生産拠点として発展。
- ◆ 消費市場としても有望。

1. 魅力的な労働力

- (1) 人口に占める若年層の割合が高いが、人口ボーナス期間は短い。15歳以上の識字率は94.5%（2015年）。
- (2) 年間祝祭日数が少ない。製造業の一般労働者の賃金はASEAN諸国の中でも低位のグループ。

2. ASEAN市場・中国市場に対する地理的優位性

- (1) ASEANの主要都市との距離はハノイあるいはホーチミンから2,000km以内。
- (2) ハノイから中国国境までは200km弱、ASEANと中国華南地域を繋ぐ交通の要衝。
- (3) 「ASEAN中国包括的経済協力枠組協定」により、2020年までに中国との関税が撤廃される予定。
- (4) 「ASEAN物品貿易協定(ATIGA)」により、2018年1月にASEAN各国との関税が原則すべての品目において撤廃された(注)。
- (5) 「ASEAN経済共同体(AEC)」が2015年末に発足、ASEAN各国との貿易や資本・人の移動の自由化が進む。

3. ASEAN第3位の人口に支えられた国内消費市場

- (1) ASEAN第3位の人口、安定した経済成長に支えられ、国内消費市場は順調に拡大。
- (2) 中間層(世帯年間可処分所得5,000～35,000米ドル)は増加しており、2025年時点で全世帯の約61%が中間層・富裕層となる見通し。

4. 日本との親和性が高い

- (1) 技術協力協定、投資協定、EPA等の締結、日越共同イニシアティブの設置等様々な面で協力関係が存在。
- (2) 対ベトナムのODAにおける国別順位では日本の拠出額は常に上位。

(出所) 国際連合「World Population Prospect」(2017年版)、ジェトロウェブサイト、Euromonitor International「Passport」、UNESCOウェブサイト、外務省ウェブサイト、経済産業省ウェブサイト、OECDウェブサイト

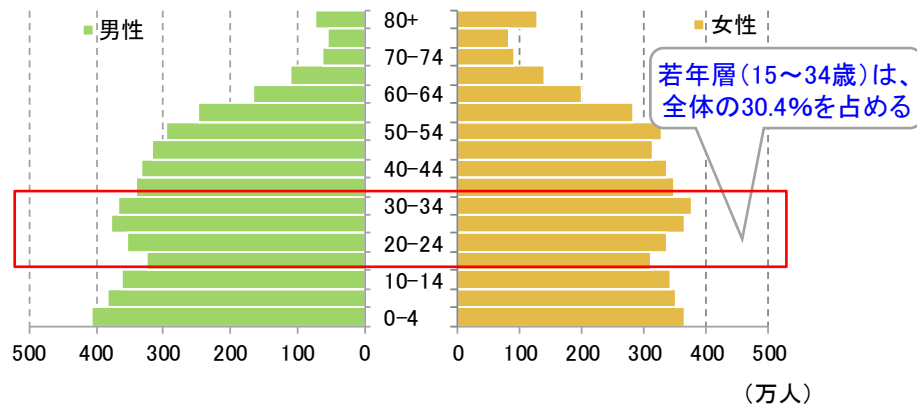
(注) 2015年に関税撤廃が行われなかった669品目(鉄鋼、紙、衣料用織布、自動車等)も含めて関税が撤廃された。ただし、全品目の3%にあたる鶏肉、卵、コメ等の未加工農水産品は、センシティブ品目として5%以下の関税が維持される

2.2 概要「労働力」

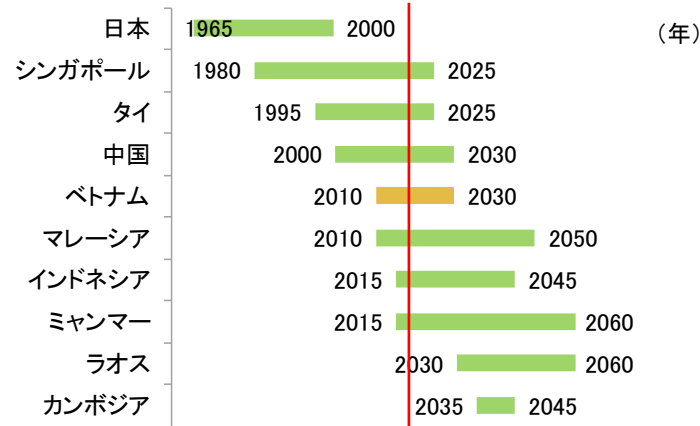
- ◆ 全人口の中で高い割合を占める若年層。
- ◆ 年間祝祭日数が少なく、賃金が安価。近年は地域によっては賃金格差が生じている為、注意が必要。

人口構成

ベトナムの人口ピラミッド(2016年)



周辺諸国の人口ボーナス期(注1)の比較



(出所) 国際連合「World Population Prospect」(2017年版)

(注1) 本資料における人口ボーナス期とは、生産年齢人口がその他の人口(従属人口)の2倍以上となる時期を意味する。豊富な労働力があり、高度の経済成長が可能とされる。なおフィリピンは生産人口比率の増加が続くものの、本定義に従った人口ボーナス期は無い為、記載せず

周辺諸国との賃金比較(2017年12月~2018年2月)

(米ドル/月)

	都市 (国名)	ハノイ (ベトナム)	広州 (中国)	大連 (中国)	クアラルンプール (マレーシア)	バンコク (タイ)
製造業	作業員	204	537	442	356	378
	エンジニア	420	923	647	784	699
	マネージャー	927	1,804	1,136	1,540	1,538
雇用者側の 社会保険負担率(%)	21.5	27.53~36.05	38.1~54.8	13.95~14.95	5.0	
年間祝祭日数(日) (2018年)	10	17(注3)	17(注3)	11	16	
賞与支給額(注2)	1.60	2.28	1.90	2.08	2.86	

	都市 (国名)	マニラ (フィリピン)	ジャカルタ (インドネシア)	ヤンゴン (ミャンマー)	プノンペン (カンボジア)	ビエンチャン (ラオス)
製造業	作業員	237	324	135	170	121
	エンジニア	387	494	279	351	374
	マネージャー	1,096	1,058	772	829	825
雇用者側の 社会保険負担率(%)	8.62(注4)	10.24~11.74	7.0(注5)	3.4	6.0(注6)	
年間祝祭日数(日) (2018年)	16	12	19	27	8	
賞与支給額(注2)	2.08	1.90	1.23	0.82	1.08	

《ベトナムの週休制に関する留意点》

- 日本と同様、労働法にて週1日以上以上の休日(注3)が定められているが、実態としては日曜日を休日とし、土曜日午前中・終日勤務の企業が多数存在

(出所) ジェトロウェブサイト

(注2) 賞与支給額は基本給の何ヵ月分という形で示している

(注3) 中国では連休の前後の土日に振替出勤日が存在し、2018年の振替出勤日は6日間であるため、実質的な年間祝祭日数は11日である

(注4) 8.62%に100ペソを加えた値が社会保険負担額に相当する

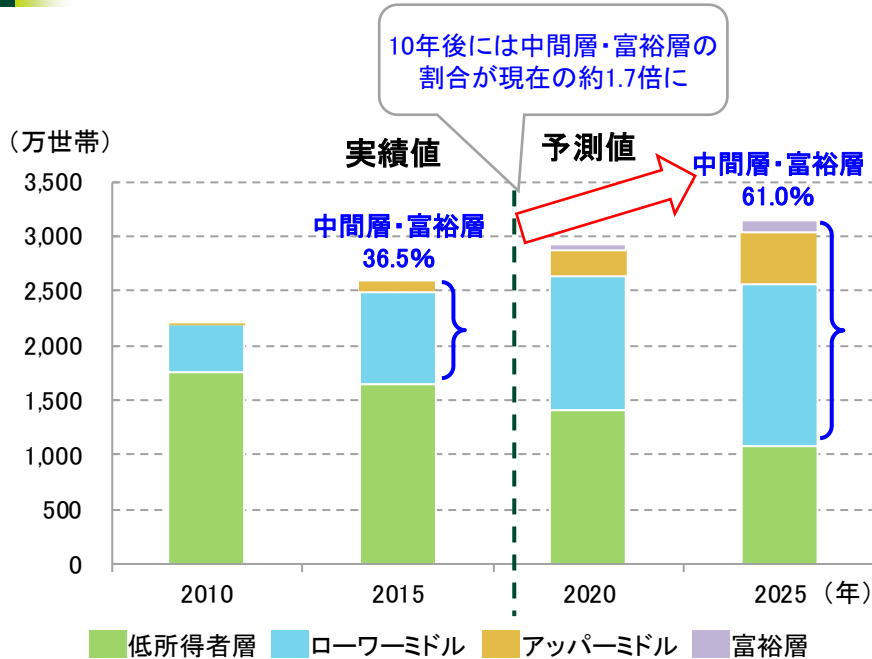
(注5) 60歳以下の場合、61歳以上の場合には7.5%である

(注6) 標準月額報酬が450万キープを超える場合は、27万キープが負担額である

2.3 概要「国内消費市場」

- ◆ 全世帯に占める中間層・富裕層の割合は2025年時点予測値で61.0%。
- ◆ 金・米ドルのタンス預金が多いが、近年は個人向けローンの利用が急増、低所得者層・中間層による消費も活発に。

世帯年間可処分所得層別の割合(注1)

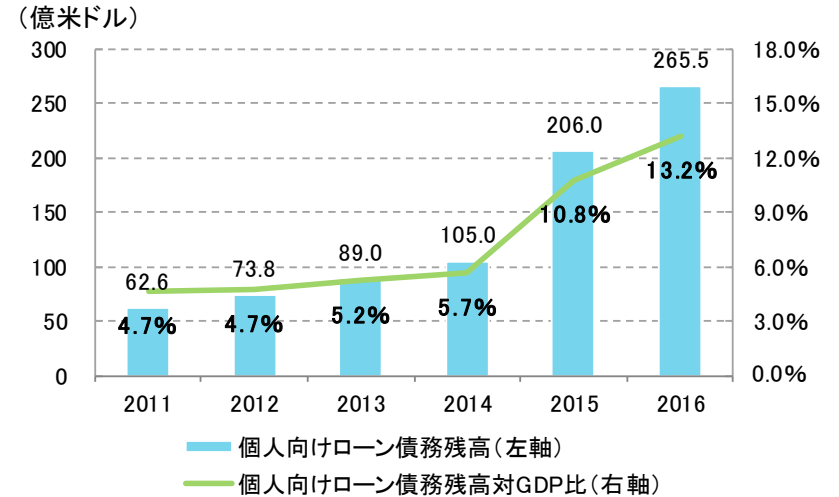


		世帯年間可処分所得
富裕層		35,000米ドル以上
中間層	アッパーミドル	15,000米ドル以上～35,000米ドル未満
	ローワーミドル	5,000米ドル以上～15,000米ドル未満
低所得者層		5,000米ドル未満

(出所) Euromonitor International「Passport」

(注1) 富裕層／中間層／低所得者層の定義は経済産業省「通商白書」平成25年版に基づく

個人ローン貸出残高



(出所) CEIC、StoxPlus「Vietnam Consumer Finance Market Report」(2017年版)

金と米ドルによるタンス預金

項目	概要
金と米ドルによるタンス預金の規模(注2)	<ul style="list-style-type: none"> ● ベトナム銀行ネットワークと国民が保管する金は約300～1,000トン(120～401億米ドル相当) ● 国民が保有している米ドルは、数十億米ドル
金の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ● 自国通貨への信頼が低く、安全資産として金を保有(ハノイ市での調査結果では戸籍上で3分の1相当の人民が金を購入、保管)
金の輸入量	<ul style="list-style-type: none"> ● 年間輸入量は約70トン(2013年)

(出所) 各種報道資料

(注2) 金の価格は40.1米ドル/g(2018年12月平均)で試算

2.4 概要「ベトナムと日本の親和性」

- ◆ ベトナムと日本との間には、様々な協力関係が存在。
- ◆ ベトナムにとって日本の経済協力は重要な位置づけにあり、日本にとってもベトナムは重要支援対象国。

ベトナムと日本の関係

1973年	日・北ベトナム政府との間で国交樹立
1992年	1979年以来凍結していた円借款を再開
1998年	日越技術協力協定を締結
2003年	日越共同イニシアティブの枠組みが設置(4月) 日越投資協定締結(2004年12月発効)
2006年	日越科学技術協力協定を締結(8月) 日越間で「戦略的パートナーシップ」を構築していくことに合意(10月)
2008年	日本・ASEAN包括的経済連携(AJCEP)が発効
2009年	日越経済連携協定(JVEPA)が発効
2012年	日越原子力協定発効
2014年	「広範な戦略的パートナーシップ関係樹立に関する日越共同声明」を発表

(出所) 外務省ウェブサイト

日越共同イニシアティブ

- ベトナムの投資環境を改善し、ベトナムの産業競争力を高めることが目的であり、投資環境改善のために実施すべき内容を「行動計画」として取りまとめ、約2年を1サイクル(1フェーズ)として取組む
- 2016年8月から第6フェーズが開始。サービス業で進出手続きに係わる申請窓口の明確化、ベトナム中小企業支援法制定に際しての支援、株式売買時における銀行口座の運用の明確化等の成果を上げた

(出所) 外務省ウェブサイト

ベトナムへのODA

<ベトナムにおける日本からのODA(注1)の位置づけ>

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
対ベトナムODAにおける 国別での日本の順位	1位	1位	1位	1位	1位
対ベトナムODA全体に 占める日本の割合(%)	54.7	62.5	58.9	62.1	59.5

<日本におけるベトナムへのODAの位置づけ>

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
日本のODAにおける 国別でのベトナムへの 拠出額の順位	1位	1位	1位	1位	3位
日本のODAにおける ベトナムへの拠出額の割合 (%) (注2)	15.4	24.9	17.4	16.5	11.5

<本邦技術活用案件(STEP案件)(注3)の件数と割合>

	ベトナム	インド ネシア	フィリピン	ミャンマ ー	全体
STEP案件の件数と 円借款案件における割合 (注4)	4件 19.0%	2件 22.2%	5件 50.0%	0件 0.0%	29件 12.4%

(出所) OECDウェブサイト、JICAウェブサイト

(注1)「政府貸付等」、「無償資金協力」、「技術協力」が該当

(注2) 発展途上国向けODA総額に占めるベトナムへの拠出額が占める割合

(注3) 日本企業が調達先として優先的に選ばれる案件

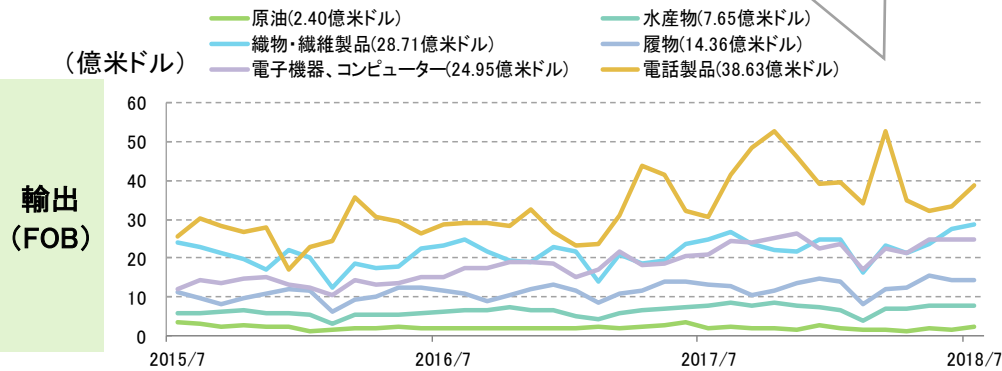
(注4) 2014~2018年の円借款案件に占めるSTEP案件の割合

(参考)ベトナムの貿易

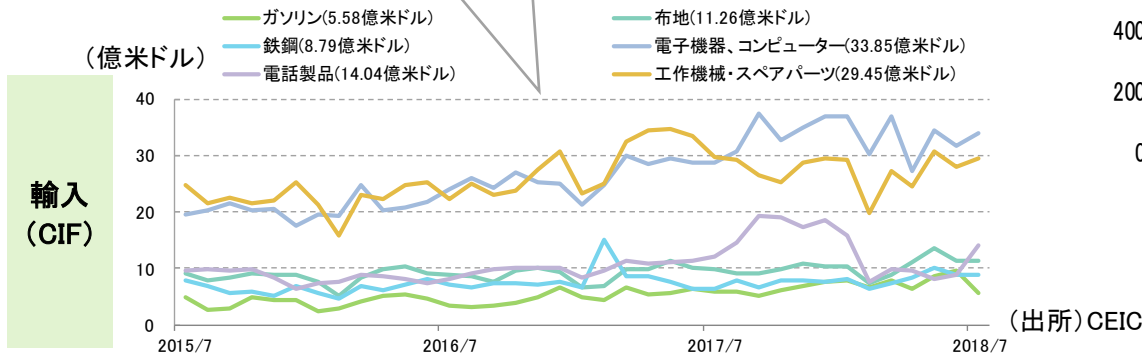
- ◆ 活発な加工貿易により、スマートフォン(電話製品)や電子機器の輸出額が増加傾向。
- ◆ 輸出額・輸入額ともに増加傾向。

輸出入品目(月次)(注)

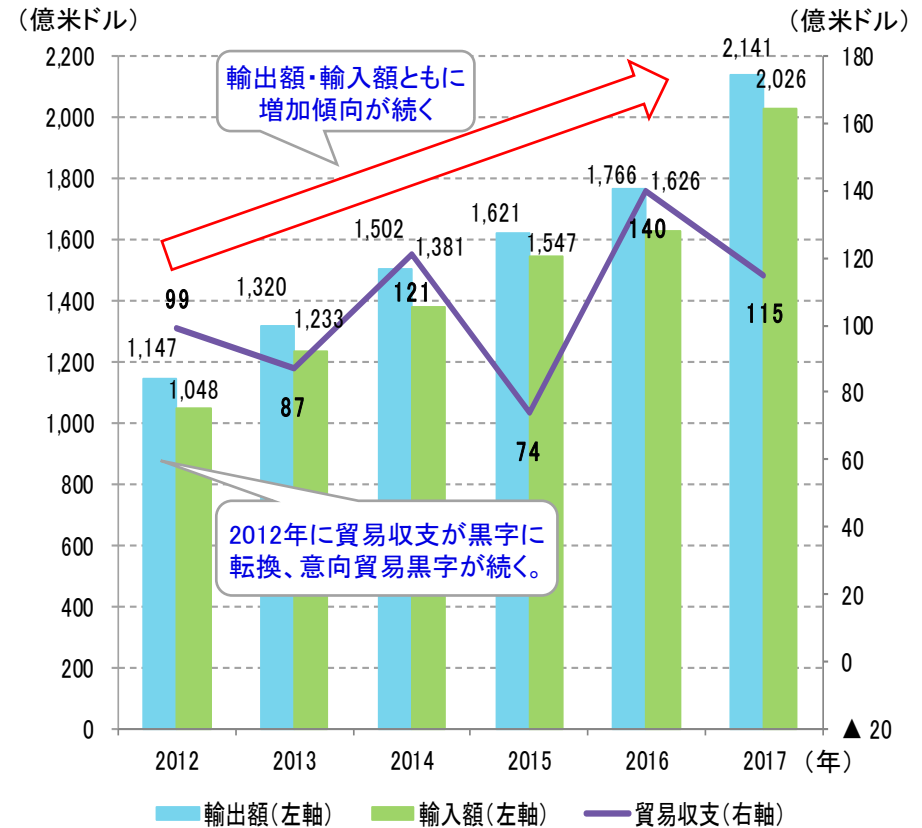
主要な輸出品目は、
電話製品、織物・繊維製品



主要な輸入品目は、
機械やコンピューター等の部品



輸出入額の推移



(出所)ベトナム統計局「Socio-economic situation」

(注)凡例の括弧内の数値は、各項目の2018年7月の輸出入額

(参考)ベトナムへの対外直接投資動向 (1)

Information Only

◆ 日本のベトナムへの対外直接投資額は国別で2016年は2位、2017年は1位。

国別のベトナムへの対外直接投資額(新規+拡張)ランキング

国	2016年				国	2017年			
	認可額		件数			認可額		件数	
	金額 (億米ドル)	国別 構成比 (%)	件数 (件)	国別 構成比 (%)		金額 (億米ドル)	国別 構成比 (%)	件数 (件)	国別 構成比 (%)
韓国	70.4	28.87	1,239	32.77	日本	91.1	25.39	566	14.98
日本	25.9	10.63	560	14.81	韓国	84.9	23.67	1,287	34.06
シンガポール	24.2	9.93	302	7.99	シンガポール	53.1	14.79	256	6.77
中国	18.8	7.69	352	9.31	中国	21.7	6.04	367	9.71
台湾	18.6	7.63	216	5.71	ヴァージン諸島	16.5	4.60	62	1.64
香港	16.4	6.73	224	5.92	香港	14.9	4.14	211	5.58
マレーシア	9.1	3.75	66	1.75	台湾	14.6	4.07	191	5.05
ヴァージン諸島	8.6	3.52	86	2.27	オランダ	10.4	2.42	90	2.38
香港	7.1	2.90	52	1.38	米国	8.7	2.89	51	1.35
ケイマン諸島	6.4	2.65	10	0.26	タイ	7.1	1.99	65	1.72

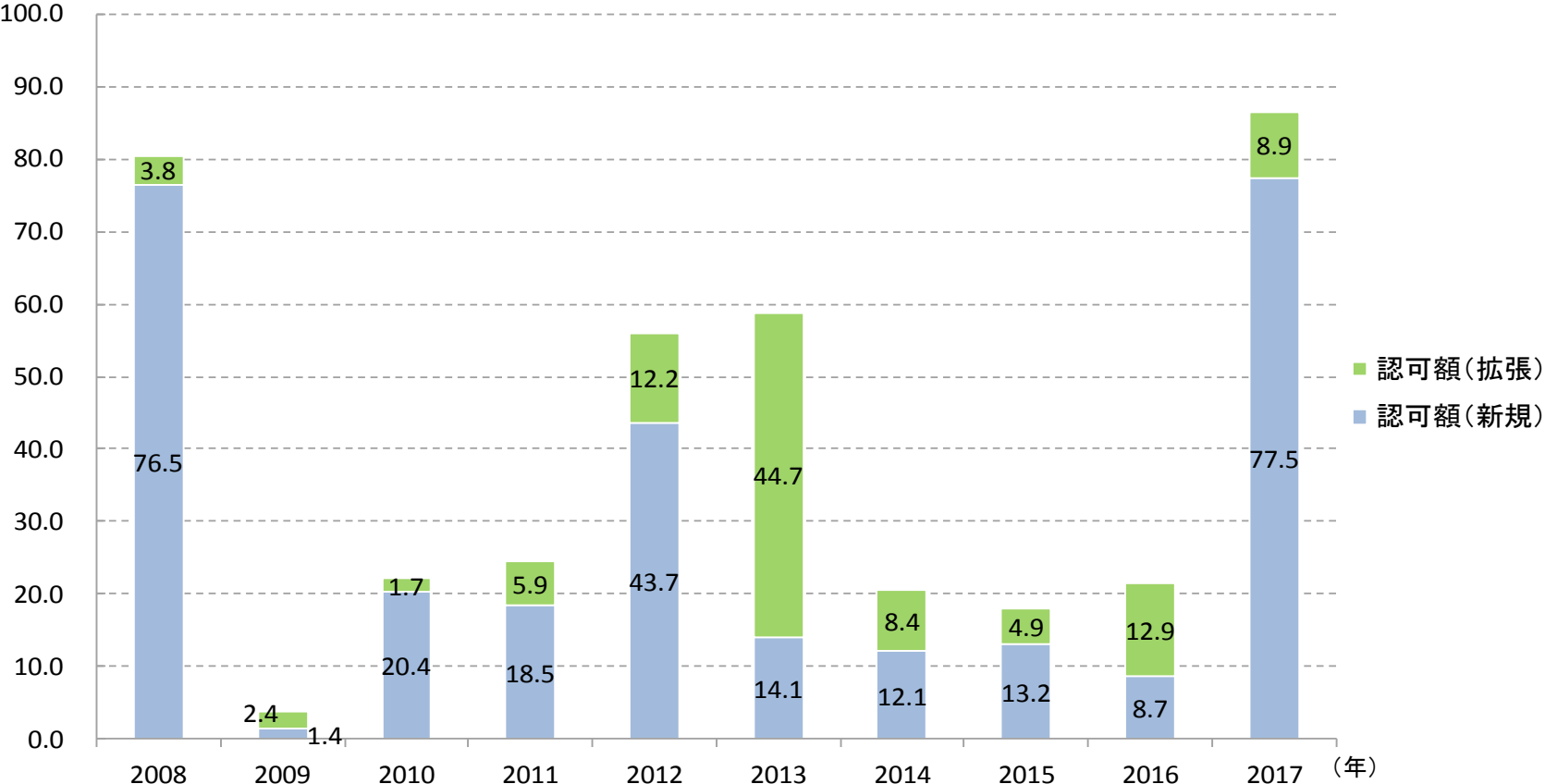
(出所)ベトナム外国投資庁ウェブサイト

(参考)ベトナムへの対外直接投資動向 (2)

◆ 2017年は、ここ10年で最高額の対外直接投資が行われた。

日本からベトナムへの対外直接投資(認可ベース)

(億米ドル) 100.0



	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
認可件数(件)	193	116	149	285	444	500	436	475	560	566
うち新規件数(件)	147	77	114	208	317	352	298	319	341	367
うち拡張件数(件)	46	39	35	77	127	148	138	156	219	199

(出所)ベトナム外国投資庁ウェブサイト

3. 主要経済指標

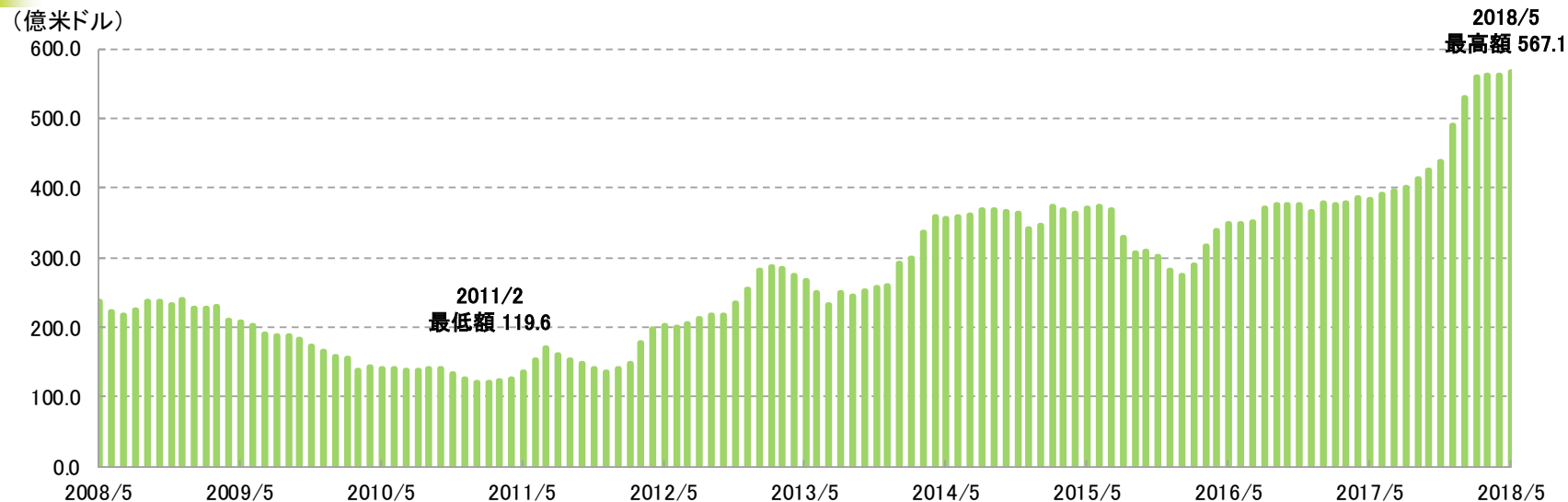
Information Only

		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
GDP	名目GDP(億米ドル)	1,346	1,555	1,704	1,858	1,913	2,013	2,204
	実質GDP成長率(%)	6.2	5.2	5.4	6.0	6.7	6.2	6.8
	1人当たりGDP(米ドル)	1,532	1,751	1,899	2,047	2,086	2,172	2,353
国際収支指標	経常収支(億米ドル)	2	93	77	91	▲ 1	59	54
	経常収支対GDP比(%)	0.2	6.0	4.5	4.9	▲ 0.1	2.9	2.5
	貿易収支(億米ドル)	▲ 5	99	87	121	74	140	115
	輸出	969	1,147	1,320	1,502	1,621	1,766	2,141
	輸入	974	1,048	1,233	1,381	1,547	1,626	2,026
	外貨準備高(億米ドル、年末)	135	256	259	342	283	365	491
	対外債務残高(億米ドル、年末)	376	422	452	481	509	540	-
景気指標	失業率(%)	4.5	2.7	2.8	2.1	2.3	2.3	2.2
	消費者物価上昇率(%)	18.7	9.1	6.6	4.1	0.6	2.7	3.5
	鉱工業生産指数上昇率(%)	-	-	7.9	7.7	11.8	16.5	43.5
財政・金融指標	政策金利(%、年末)	13.00	7.00	5.00	4.50	4.50	4.50	4.25
為替・株	為替レート(対米ドル、年平均)	20,510	20,828	20,933	21,148	21,698	21,935	22,370
	株価指数(年末)(注)	352	414	505	546	579	665	984
日系企業総数(拠点数、各年10月1日現在)		1,081	1,211	1,309	1,452	1,578	1,687	1,816

(出所)CEIC、外務省「海外在留邦人数調査統計」

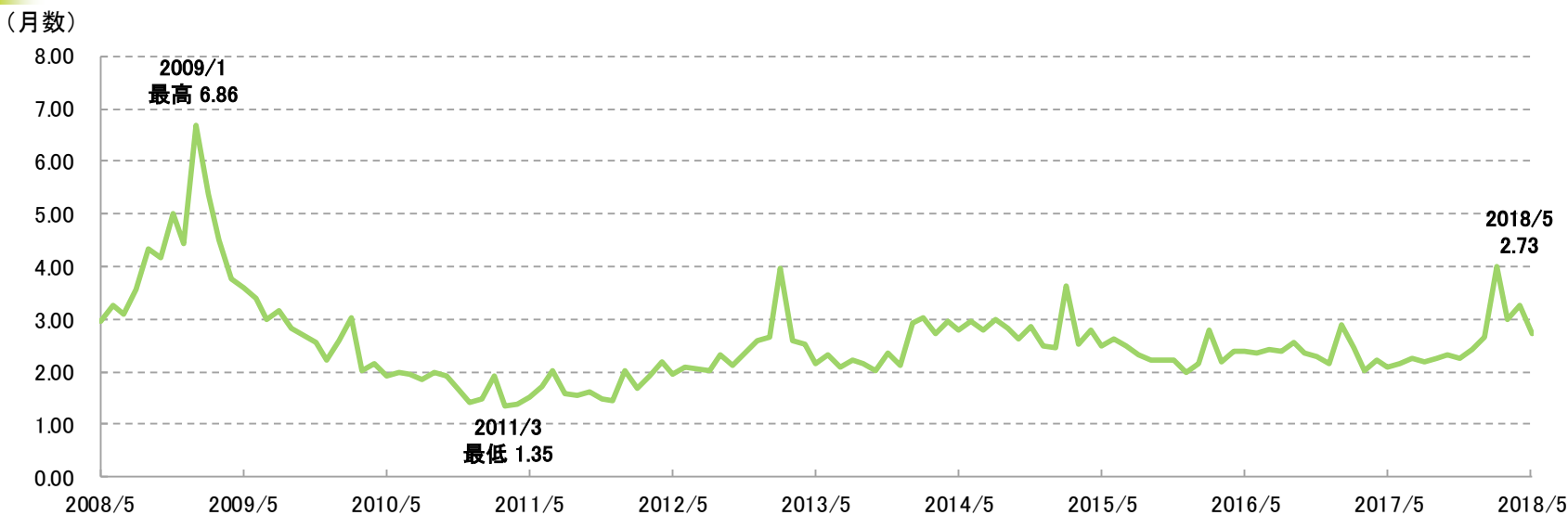
(注)HCMC Securities Exchange Centre: Index: Vn

外貨準備高(米ドル)



(出所) CEIC

外資準備高(輸入月数=外貨準備高÷輸入額)



(出所) CEIC

4.1 投資規制「企業法・投資法の改正」

◆ 2015年10月に企業法・投資法が改正され、定足数・決議数、投資規制分野や投資申請手続き等が変更。

新企業法の内容		新投資法の概要	
	有限会社	株式会社	
定足数	<p>【2人以上有限会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> 出資総額65%以上の社員の出席に引き下げ <p>【1人有限】</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更なし(出資総額75%以上の社員の出席) 	<ul style="list-style-type: none"> 議決権付株式51%以上の株主の出席に引き下げ 	<p>投資申請手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資登録証明書の取得後に企業登録証明書の取得が必要になった
決議数	<p>【2人以上有限会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更なし(普通決議の場合、社員総会の出席社員の総資本65%以上、特別決議の場合75%以上) <p>【1人有限】</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更なし(普通決議の場合、社員総会の出席社員の総資本50%以上、特別決議の場合75%以上) 	<ul style="list-style-type: none"> 普通決議の場合、株主総会の出席株主の議決権付株式51%以上、特別決議の場合65%以上に引き下げ 	<p>投資禁止分野・条件付き投資分野</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資禁止分野:7分野に削減 条件付き投資分野:243分野に削減
法定代表者	<ul style="list-style-type: none"> 複数の法定代表者を選任することが認められ、うち最低1名はベトナムに居住する義務がある 複数選任する場合は、会社の定款に法定代表者の人数、権限や義務等を明記する必要がある 		<p>外国法の適用</p> <ul style="list-style-type: none"> 一方の当事者が外国投資家・外国投資家が直接・間接的に51%以上の出資比率を保有するベトナム企業の場合には、ベトナムの法令に反しない限り外国投資家・外国投資家とベトナム企業間の合意により外国法を適用できることとなった 外資が直接・間接的に51%以上の出資比率を保有するベトナム子会社同士の契約等においても、外国法を準拠法として選択可能になった
出資の履行	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社同様、企業の企業登録証明書発行日から90日以内に短縮 	<ul style="list-style-type: none"> 変更なし(企業の事業登録証明書の発行日から90日以内に払い込むこと) 	<p>投資形態</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業の新規設立 ベトナム企業への出資または株式、持分購入 BCC契約、PPP契約による投資
人事の変更通知	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社の取締役、監査役会の構成員や監査役、社長等の変更事項がある場合、変更から5日以内にその氏名や個人情報等について会社本店所在地の経営登記機関へ通知する義務がある 		<p>外国投資家によるM&A手続きの簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国投資家によるM&Aであっても原則、投資登録証明書の取得が不要となった ただし、株式購入についての計画投資省への登録手続きは必要である また、対象企業が条件付き投資分野である場合や、買収後の外国投資家の直接・間接的な株式保有比率が51%以上の場合については、別途投資登録証明書の取得が義務付けられている 対象企業が条件付き投資分野である場合は、各地の計画投資局、または管理委員会への投資登録証明書の事前申請・承認が必要となる

(出所) ジェトロウェブサイト、JICAウェブサイト

(出所) ジェトロウェブサイト、JICAウェブサイト

4.2 投資規制「参入規制」(1)

◆ 2007年のWTO加盟をきっかけに、外国資本に対する規制が大幅に緩和。

外資参入業種規制(注1)(注2)

禁止投資業種 (7分野)	①各種麻薬物質に関する事業 ②各種化学物質・鉱物に関する事業 ③絶滅のおそれのある各種動植物や動物の標本に関する事業 ④売春事業 ⑤人身、身体組織の売買 ⑥人の無性生殖に関する事業 ⑦爆竹販売
条件付投資業種 (243分野)(注3)	会計、税務、証券、保険、商業銀行、石油、ガス、酒・タバコ、冷凍食品・中古品の暫時の輸入、再輸出、物流、鉱産物、職業教育、陸上運送、船舶輸送、海洋運送、航空運送、鉄道運送、海港、空港、鉄道インフラ、不動産、印刷・出版、SNS、ネットワークを介した娯楽、有料放送・放映、教育活動組織、水産物(養殖を含む)、農薬、病気の診断・治療、薬事、広告宣伝、エネルギー監査、自動車(生産、組み立て、輸入)等、計243分野

(出所)ジェトロウェブサイト、JICAウェブサイト

(注1)投資法改正により2015年7月1日から規制対象業種が変更された。国会によって精査・修正が行われ、政令・施行細則の交付により詳細が定められる予定

(注2)投資法の条件付き投資分野リストに関する第6条および付録4を改正・補完する法律が2017年1月に施行され、禁止投資業種・条件付投資業種が一部変更された

(注3)国防、国家の治安、社会の秩序、安全、社会道徳、市民の健康を理由とする条件を満たす必要がある。また、一部の大規模プロジェクトは、国会や政府首相、各省の人民委員会の了承が必要である。また、WTO加盟国際公約により外資100%現地法人への市場開放をする分野がロードマップによって別途規定されている

外資出資比率規制(注4)(注5)

業種	出資比率
娯楽サービス、電子ゲームセンター	49%以下
海上・内陸水路・鉄道運送業、道路運送業(旅客運送)	49%以下
農業、狩猟及び林業、道路運送業(貨物運送)	51%以下
映画製作、映画配給	51%以下
付加価値サービス(ネットワークインフラ保持)	50%以下
基本通信事業(ネットワークインフラ保持)	49%以下
基本通信事業(ネットワークインフラ不保持)、 付加価値サービス(ネットワークインフラ不保持)	65%以下

(出所)ジェトロウェブサイト

(注4)WTOコミットメントによる規制。ベトナム国内の各種法令と一部内容が異なる場合がある

(注5)複数の事業を行っている場合、もっとも低い外資比率が適用される

参入規制に関するその他トピック

小売店舗の 出店規制	<ul style="list-style-type: none"> ● 2018年1月に規制が変更 ● 2店舗目以降は当局によるENT(エコノミック・ニーズ・テスト)審査が必要 (店舗面積が500m²未満でトレードセンターに所在し、コンビニやミニマートでない場合は免除) 審査基準には、伝統的市場における影響等が挙げられている
開放分野に残る 不透明性	<ul style="list-style-type: none"> ● 市場開放された事業分野でもライセンスが認可されにくいケースも存在するため注意が必要
今後の規制開放 分野の一例	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉱山開発関連、製造関連サービス、配達サービス、機械・設備メンテナンス、証券業等

(出所)ジェトロウェブサイト

(注6)対象となる建物が建設済みであり、商業活動を実施できる状態になっていること

4.2 投資規制「参入規制」(2)

- ◆ 資本金規制が存在する業種は一部のみ。
- ◆ すべての土地は政府の管理下に置かれているため、所有は認められず、土地所有権の取得となる。

法人設立要件の規制

項目	規制内容	特記事項
資本金規制	<ul style="list-style-type: none"> ● 最低資本金、定款資本の所有に制限はない（一部例外有り） ● 上場会社、公開会社（注1）、証券事業組織、証券投資基金、または株式会社化、及び、所有転換を行う国営企業に対しては、各種法令により定款資本の所有割合に制限がある（注2） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一部条件付投資業種に関しては法定資本金が定められている（銀行業、保険業、海外向け労働者派遣、不動産、航空サービス、国際観光サービス、通信業、映画作成、病院等）（注3）
企業の役員・従業員に関する規制	<ul style="list-style-type: none"> ● ベトナム人雇用義務はない ● 法定代表者を1人以上選び、その中の少なくとも1人がベトナムに居住する必要がある。法定代表者が1人のみの場合は、代表者が30日以上ベトナムを離れる際に書面により権限を他のベトナム居住者に委任する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業法の改正により法定代表者を複数選ぶことが可能となった。たとえば、現地子会社の居住者と共に海外親会社社員が共同代表者になることが出来る ● 2016年2月に改正労働法の外国人の就労許可に関する施行細則が発効し、外国人就労許可が厳格化された。ベトナム人登用が狙いと見られる
土地所有について	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地は国民の共有財産であるとともに、政府の管理下に置かれている ● 外資系企業、あるいは事業協力契約の外国当事者は、土地を所有することは認められず、ベトナム政府から土地所有権を購入する（注4） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 外資比率100%の法人が土地所有権の貸与を受けるのは困難であり、ベトナム国内の有力企業との間で合弁企業を設立し、土地所有権を取得するケースが多い ● 工業団地へ入居した場合は、工業団地開発業者から土地をサブリースする形になる

（出所）ジェトロウェブサイト、JICAウェブサイト、各種報道資料

（注1）株主が100名以上（機関投資家を除く）で払込済資本が100億ドン以上である会社、新規株式公開を行った会社、ベトナム証券取引所に上場している会社

（注2）証券法、各与信機関法等の規定に基づく

（注3）暫定的に旧投資法に準拠して交付された政令による規定を記載している。今後、政令・施行細則の交付によって詳細が定められる可能性がある

（注4）住宅法改正により2015年7月1日から住宅については、外国企業や外国人の所有が大幅に緩和された

5.1 投資優遇措置「概要」

- ◆ 投資法に基づき、特定の業種と立地場所に対する優遇措置が存在。
- ◆ 「社会・経済状況が(特に)困難な地域」は、一般的に日系企業の進出には適さない地域。

投資優遇措置の概要

投資法に基づく優遇措置(注1)

特定の業種に対する優遇措置(注2)

- 投資法第16条において13分野が投資優遇分野に定められている
【投資優遇分野】

①ハイテク製品の研究開発 ②新素材、新エネルギー、クリーンエネルギー、再生エネルギーの生産、省エネルギー製品の生産 ③電子製品、重点機械製品、農業機械、自動車の生産、造船 ④繊維、皮革の生産、⑤情報技術、ソフトウェア、デジタルコンテンツ製品の生産 ⑥農林水産物の養殖・加工、バイオテクノロジー製品の生産 ⑦廃棄物の収集・処理・再利用 ⑧インフラの開発・運営
⑨幼児教育、普通教育、職業教育 ⑩診察、治療、医薬品の生産、生物学的技術の科学研究 ⑪障害者または専門家訓練、体育競技施設の投資、文化遺産の保護および活用 ⑫老人ホーム、メンタルケアセンター、孤児・放浪児の養護センター ⑬人民信用基金、マイクロファイナンス金融機関

立地場所に対する優遇措置(注2)

- 投資法第16条において6地域が投資優遇地域に定められている

その他の優遇措置

特定の条件を満たすプロジェクトに対しての優遇措置

- 投資法第15条において新たに追加された

①工業団地、②ハイテク区、③輸出加工区、④経済特区
(20のハイテク区・経済特区が存在)

⑤社会・経済状況が特に困難な地域

⑥社会・経済状況が困難な地域

ベトナム国内で「僻地」といえる地域

以下の条件を満たすプロジェクト

- ・ 資本規模が6兆ドン以上かつ、投資登録証明書の発給、または投資方針の決定日から3年以内に6兆ドン以上を支出するもの
- ・ 農村地域において500人以上の労働者を使用するもの

ハイテク企業、科学技術企業及び科学技術組織

(出所) ジェトロウェブサイト、JICAウェブサイト

(注1) 投資法改正により2015年7月1日から投資優遇措置の対象が変更された。国会によって精査・修正が行われ、政令・施行細則の交付によって詳細が定められる予定。なお、具体的な優遇の程度は租税に関する法令、土地に関する法令等の規定に従う

(注2) 投資法に関する政令「Decree 118/2015/ND-CP」によって、投資優遇分野は「投資特別奨励分野」と「投資奨励分野」に、投資優遇地域は「社会・経済的に特に困難な地域」と「社会・経済的に困難な地域」に明確に分けられ、優遇措置に段階が付けられた。該当する事業については、同政令の付録に記載されている

5.2 投資優遇措置「法人税等」

- ◆ 2014年から施行された新法人税法では、優遇税率の対象が「企業」から「プロジェクトの利益」に変更。
- ◆ 投資優遇分野・地域のプロジェクトの場合、条件により10%、15%、17%の優遇税率（標準税率は20%）を適用。

法人税における優遇措置

《新法人税法による変更点：優遇税率の対象を「企業」から「プロジェクトの利益」に》

旧法では主な優遇対象は新たに設立された「企業」であったが、「プロジェクトの利益」に変更（注1）され、優遇を受けられる範囲が広がった。

税率	条件	優遇期間	免税期間	50%減税期間
17%	社会・経済的に困難な地域（注2）での新規投資、および事業拡大投資プロジェクト	10年間	2年間	4年間
	高級鋼・省エネ製品の生産、農林水産業・製塩業の機械・設備の製造、灌漑設備の製造、家畜の飼料生産、伝統産業の開発	10年間	2年間	4年間
	人民信用基金、マイクロファイナンス機関	全期間	なし	なし
15%	社会・経済的に困難、または特に困難な地域に所在しない農業生産、農水産物加工企業	全期間	2年間	4年間
	社会・経済的に特に困難な地域（注2）での新規投資、および事業拡大投資プロジェクト	15年間	4年間	9年間
10%	経済特区・ハイテク地区での新規投資、および事業拡大投資プロジェクト	15年間	4年間	9年間
	技術開発・科学研究、ハイテク応用・ソフトウェア開発（注3）、複合材料等の生産、再生可能エネルギー等の生産、環境保護等に関する新規投資、および事業拡大投資プロジェクト	15年間	4年間	9年間
	特別消費税の課税対象、鉱物抽出プロジェクトを除いた生産分野で投資証明書発行から3年以内の投資額が6兆ドン以上、かつ、売上があった年度から3年以内に年間10兆ドン以上の売上もしくは3,000人（注4）以上の雇用があったプロジェクト	15年間	4年間	9年間
	特別消費税の課税対象、鉱物抽出プロジェクトを除いたハイテク関連の生産分野で投資証明書発行から5年以内の投資額が12兆ドン以上の新規投資、および事業拡大投資プロジェクト	15年間	4年間	9年間
	ハイテクサポートの裾野産業製品、アパレル、IT、自動車、機械製造の分野に属し、2015年までにベトナムで生産できなかった、またはEUの技術基準を満たさない製品製造サポートの裾野産業製品	全期間	4年間	9年間
	教育、職業訓練、医療、文化、スポーツ、環境、司法鑑定分野における社会化活動による所得	全期間	4年間	5年間
	住宅法で規定されている対象向けの社会住宅投資プロジェクト	全期間	なし	なし
	プレス機関の新聞発行、出版機関の出版活動による所得	全期間	なし	なし
	森林保護、または社会・経済的に困難な地域（注2）での農林水産業、製塩業、農林水産物・食品の保管	全期間	なし	なし
農業協同組合、共済組合	全期間	なし	なし	

（出所）ジェトロウェブサイト

（注1）優遇税率の適用期間は売上が発生してから、免税・50%減税の適用期間は利益が発生してからとなる。また、両者は独立して行われる措置のため、優遇税率適用期間が終わっても、免税・50%減税の適用期間内であれば、免税・50%減税が適用される

（注2）「社会・経済的に（特に）困難な地域」は一般的に日系企業進出には不向きな地域であるため、灰色で表示

（注3）IT関連の法人税の優遇措置を享受できる分野は特に「デジタルデータ製品の開発」、「ソフトウェアサービス」、「重点となるIT製品の開発」、「トラブルシューティング・情報安全の保護サービス」と定められている。また、1,000名以上を雇用し、特別に投資を奨励する必要があるIT分野における新規投資プロジェクトを開始する場合、別途税率10%適用期間が15年間延長される

（注4）3,000人には、パートや1年未満契約の労働者は含まない

5.3 投資優遇措置「関税等」

◆ 投資優遇分野・地域、使用目的によって関税や土地使用料が免除される。

関税における優遇措置

分類	具体的ケース
投資優遇分野・地域における優遇	<ul style="list-style-type: none"> ● 「特別投資奨励分野」または「社会・経済的に特に困難な地域」へのプロジェクトにて、生産のために輸入される原材料、供給品、部品（生産開始から5年間免除） ● 「特別投資奨励分野」または「社会・経済的に特に困難な地域」へのプロジェクトにて、必要となる資本財（生産設備、施設設備） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 機械・設備や、ベトナムで生産されていない生産ライン上での運搬手段や工員の運搬手段（組立てに必要な原材料、部品を含む）や、建設資材等の固定資産の輸入は免税 ➢ 特にホテル、オフィス、賃貸マンション、住宅、ショッピングセンター、技術サービス、スーパー、ゴルフ場、遊技場、診断・治療所、教育、文化、金融、銀行、保険、会計監査、コンサルタントサービスに投資する案件の場合は、施設の運営に必要な設備（給水設備、空調、換気設備等）の輸入は、初回のみ免税
使用目的による優遇	<ul style="list-style-type: none"> ● 貿易フェアや展示会出品のために一時的に輸入され、再度輸出される物品 ● 委託加工契約のもと、輸出加工用に輸入される物品 ● 農林漁業への投資案件のために輸入される種苗、家畜 ● 石油ガス事業サービスのために輸入される物品 ● 造船分野における船（輸出税の免除）、固定資産（輸入税の免除） ● 国内で生産できないソフトウェア製品の生産用に輸入される原材料、物資 ● 科学研究や技術開発活動で直接使用するために輸入される物品

（出所）JETROウェブサイト

土地使用料における優遇措置（注1）

業種/立地	社会・経済的に特に困難な地域（注2）	社会・経済的に困難な地域（注2）	該当しない
特別投資奨励分野	15年間免除	15年間免除	11年間免除
投資奨励分野	15年間免除	11年間免除	3年間免除
該当しない	11年間免除	7年間免除	優遇措置なし

（出所）JETROウェブサイト

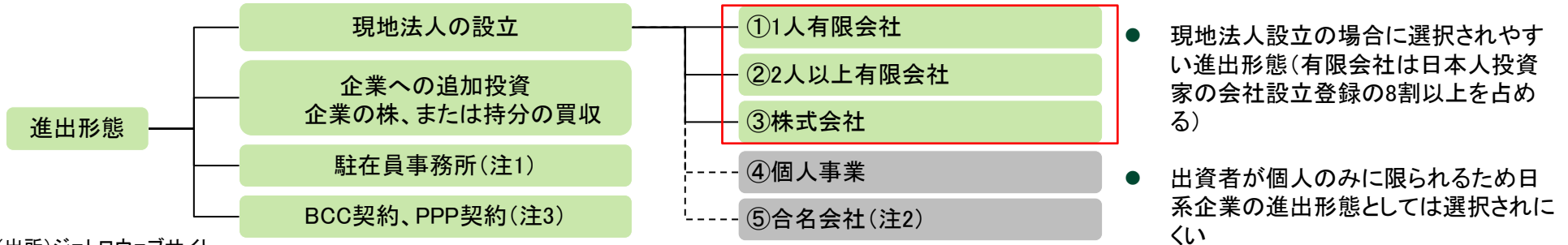
（注1）土地使用料における優遇措置が適用されるのは、政府から直接土地を借りる場合のみ

（注2）「社会・経済的に（特に）困難な地域」は一般的に日系企業進出には不向きな地域であるため灰色で表示

6.1 進出手続き「進出形態」

- ◆ ベトナムに進出する日系企業の大部分は、有限会社の形態を選択。
- ◆ 投資する事業によっては、BCC契約、PPP契約による投資形態も存在。

ベトナムにおける進出形態



(出所)ジェトロウェブサイト

(注1) 営業活動を行わず、情報収集活動や広報活動を行う法人格を持たない事務所。設立後1年以上が経過している日本企業ならば設立可能
ただし、直接利益が発生するビジネスや投資活動は禁止、活動期間は5年間に限定される

(注2) 合名会社とは、共同所有主2名以上によって設立する形態。共同所有主は、個人資産を限度として全債務の返済義務を負う

(注3) BCCはBusiness Cooperation Contracts、PPPはPublic Private Partnershipの略。通信等の特定事業、石油開発等の共同事業、インフラ建設等で活用される

有限会社と株式会社の相違点(注4)

項目	有限会社		株式会社
	1人有限会社	2人以上有限会社	
責任の形態	有限責任	有限責任	有限責任
出資者	1名	2～50名	3名以上
重要事項の決定	会長もしくは社員総会	社員総会	株主総会
定足数	出資総額75%以上の出資者	出資総額の65%以上の出資者	議決権付株式の51%以上の株主
監査役	1～3名必要	一定の要件を満たす場合のみ(注5)	一定の要件を満たす場合のみ(注6) (監査役の要件が定められている(注7))

(出所)ジェトロウェブサイト、JICAウェブサイト

(注4) 企業法改正により2015年7月1日から有限会社・株式会社の定足数や決議数等が変更された (注5) 社員数が11名以上の「2人以上有限会社」は、監査役会を設置しなければならない

(注6) 11名以上の個人株主がいる会社、もしくは50%以上の株式を保有する株主がいる株式会社は監査役会を設置しなければならない。

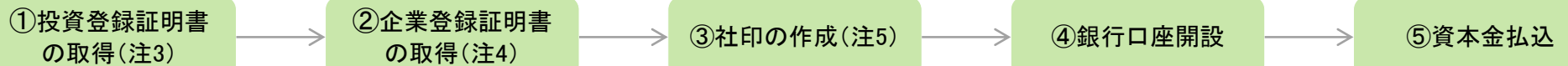
ただし、企業法改正により2015年7月から取締役の20%以上が独立取締役、かつ取締役会直属の内部会計監査委員会がある場合は監査役会の設置が必要ではなくなった

(注7) 過半数がベトナムに常駐する人であり、かつ少なくとも1名以上は公認会計士か同等の経験を持つ者でなければならない

6.2 進出手続き「会社設立の流れ」

- ◆ 投資法改正により2015年7月から投資登録証明書と共に企業登録証明書の取得が必要になった。
- ◆ 投資登録手続きは各地の投資登録機関、企業登録手続きは経営登記機関へ申請書類を提出することで行う(注1)。
- ◆ 日本における書類の認証の取得、ベトナム政府の指定者による翻訳の必要性等、書類の準備に手間がかかる。

現地法人設立において行う手続の全体像(注2)



(出所) ジェトロウェブサイト、JICAウェブサイト

(注1) 投資登録証明書の申請は、各地域の計画投資局 (Department of Planning and Investment: DPI) にて行う。一部の大規模プロジェクト等への投資は、別途国会、政府首相、省級人民委員会が投資方針の決定権限を持つため、承認を受ける必要がある

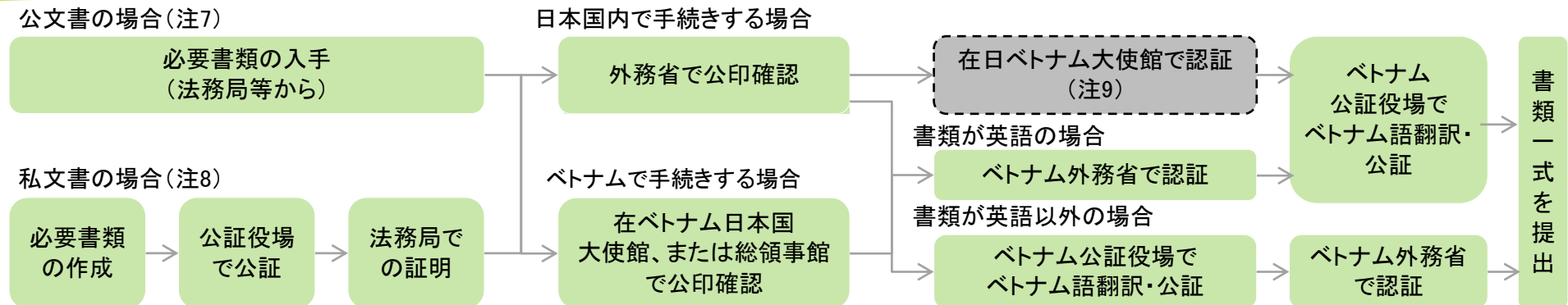
(注2) 施行細則が発表されておらず、法改正による運用上の取り扱いについては不明瞭な部分が多い

(注3) 外国投資家が投資を行う場合、出資比率に関係なく申請が必要。取得申請には、およそ3~6週間を要する

(注4) 企業法改正により2015年7月1日から納税者番号の取得は不要となり、企業登録証明書に記載する企業コードによって税務管理を行うこととなった。取得申請には、およそ1週間を要する

(注5) 企業法改正により2015年7月1日から企業は社印の形式、数量、内容について決定する権利を有することとなった。従来の社印の登録証書が廃止され、国家企業登録ポータルに印影が登録される。ただし、印章には企業名称と企業コードが含まれている必要がある。作成から登録まで、およそ3~4日を要する

ベトナム以外で書類を取得する場合の公証作業の流れ(注6)



(出所) ジェトロウェブサイト

(注6) 必要書類の作成・準備・翻訳・公証には3~4週間を要する。なお英語書類の場合も日本語と同等の作業が必要のため、英語版による時間短縮等のメリットはない

(注7) 登記簿謄本、納税証明書等の公的機関から発行される書面

(注8) 決算書、定款等、自ら(会社)が作成した書面

(注9) ベトナム公証役場で公証が取得できる場合には、在日ベトナム大使館での認証は不要であり、ベトナム公証役場で公証を取得するケースが一般的

(参考)進出手続き「主要作業チェックリスト」

Information Only

進出スケジュールの目安

約21ヵ月(注1)

(月)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
進出先・進出形態の決定・事業計画策定																					
物件情報収集、現地視察																					
物件決定・賃貸権契約																					
投資総額決定、人事関連決定																					
企業登録																					
企業・投資登録証明書取得申請																					
社名の使用可否確認、法人設立登記																					
社印取得																					
会社設立公示																					
銀行口座開設・資本金払込																					
VAT(付加価値税)インボイス印刷																					
営業許可税(事業登録税)の申告・納税																					
工場建設																					
建設許可取得																					
防災許認可・環境に関する諸手続き																					
内外装工事・安全対策 (工事期間は規模・内容により異なる)																					
保険付保																					
什器・備品																					
社員の採用・研修																					
労働許可書取得(日本人の採用)																					
就業規則作成																					
労務関係保険、労働契約書作成																					
公募・採用、研修(技術者派遣)(注2)																					
機械設備搬入(注2)																					
機械の発注、運送業者への依頼																					
通関書類作成、輸送・搬入・検収																					
広報(注2)																					
開業・マスコミ広報活動・式典準備																					
開業(注2)																					
設備の現地調整・試運転、本格操業																					

(出所)各種報道資料

(注1)業種・進出形態や政治・経済状況等により異なる (注2)工場建設期間に合わせて行う手続きである

◆ すべて国税であり、主要な租税は中央政府の財務省歳入局や関税局の管轄。

租税の概要

	名称	直接・間接	税率・税額	特記事項
所得課税	法人所得税	直接税	20% (17%、15%、10%)	<ul style="list-style-type: none"> ● 括弧内は優遇措置を適応した場合 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 石油・ガス事業については32～50%の税率を適用
	個人所得税	直接税	5～35%	<ul style="list-style-type: none"> ● 非居住者にはベトナムでの源泉所得に対し一律20%の税率を適用
	外国契約者税	間接税	0.1～15%	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国の個人(ベトナムの居住者、非居住者に関わらず)あるいは法人が、ベトナムの個人あるいは法人との間で契約を交わし、ベトナム国内にてサービスの提供を行った結果、所得を得たことに対して課税される ● 課税対象収入に外国契約者税率(みなしVAT率、またはみなしCIT率)を乗じて計算された、みなしVATとみなしCITの合計により計算される
消費課税	付加価値税(VAT)	間接税	10%(5%、0%)	<ul style="list-style-type: none"> ● 括弧内は一部の物品・サービスに適応される値 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 生活に不可欠な物品およびサービスの供給には5%の税率を適用 ➢ 輸出される物品およびサービスには0%の税率を適用
	特別消費税(ET)	間接税	5～150%	<ul style="list-style-type: none"> ● 嗜好品に対する課税を目的として特定の物およびサービスの提供に対して課税 ● 特定の物およびサービスの生産者あるいは提供者が課税対象

(出所) EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2018」、EY「Worldwide Personal Tax Guide Income tax, social security and immigration 2017-18」、EY「Worldwide VAT, GST and Sales Tax Guide 2018」、ジェトロウェブサイト

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいませようお願い致します。

7.2 税制「所得課税」

- ◆ 法人所得税の標準税率は20%であり、外資系企業は課税所得算定の際に法定監査が必要。
- ◆ 個人所得税の給与所得に対する税率は居住者に対しては5～35%の累進課税、非居住者に対しては一律20%。

所得課税

法人への 所得課税	税率	<ul style="list-style-type: none"> ● 通常、20%、但し、各種優遇軽減税率があり、産業・プロジェクト・地域により10%、15%、または17% ● 石油・ガスの操業を行う企業はその操業地域、プロジェクトの条件によって異なるが、32%から50%の範囲
	課税対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 現地法人を設立するケースは全世界所得が課税対象(注1)
	特記事項	<p>企業は、以下の条件を満たす場合に費用を損金に算入することが出来る</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当該費用が企業の生産及び事業活動において発生し、かつこれらに関連している ● 当該費用について法律で義務付けられたインボイス(領収書)及び関連証憑一式が保管されている(注2)
個人への 所得課税	税率	<ul style="list-style-type: none"> ● 居住者:5～35%(累進課税)(注3)、非居住者:20%
	課税対象	<p>所得税法において以下の10種類の所得が課税対象となる</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ①事業所得、②給与所得、③資本投資所得、④資本譲渡所得、⑤不動産譲渡所得、⑥ロイヤルティ所得、⑦フランチャイズ所得、⑧賞金・賞品所得、⑨受取相続所得、⑩受取贈与所得
	納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> ● ベトナム居住者は全世界所得が課税対象となる。一方、非居住者はベトナム源泉所得が対象となる <p>【居住者の定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ベトナム到着日から起算して暦年中、または連続する12ヵ月に合計183日以上(注4)居住する個人 ● ベトナムに恒久的住所を有する者(ベトナムに183日以上賃貸契約等の居住場所を有する場合も含む)
	特記事項	<p>所得控除:給与所得および(または)事業所得を有する税務上の居住者は以下の所得控除の利用が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社会保険料等:社会保険料、健康保険料、雇用保険料等は、給与所得から控除できる ● 税額控除:外国で納付した税金は、ベトナムで納付すべき税額を限度として、ベトナムの税額から控除可能 ● ただし、税額控除の金額は国外源泉所得に対してベトナムで納付すべき税額を超えることはできない

(出所)EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2018」、EY「Worldwide Personal Tax Guide Income tax, social security and immigration 2017-18」、ベトナム法人税法「Low 14/2008/QH12」

(注1)外資系企業には法定監査が求められる

(注2)2,000万ドン(約94,500円)以上の費用は、現金払いではないことを示す証憑の裏付けが必要である

(注3)最高税率の35%が適用される基準は、全世界での課税所得が年間9億6,000万ドン(約450万円)以上の場合。

基礎控除は年間1億800万ドン(約50万円)、扶養控除は1名あたり4,320万ドン(約20万円)である

(注4)日数の計算上、到着日と出発日を合計して1日と数える

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいませようお願い致します。

7.3 税制「消費課税」

◆ 標準税率は10%であり、必需品・必需サービスに対する税率は5%、輸出品・輸出サービスへの税率は0%。

付加価値税

税率	10%	● 0%または5%の税率の対象となる物品およびサービスの一覧に含まれていないものに適用
	5%	● 生活に不可欠な物品およびサービス(水、肥料、教育助成、児童用書籍、食料品、医薬品および医療機器、畜産物、農業用の特別な機器、農産品、農業サービス、科学技術サービス、基礎化学品等)の供給に適用
	0%	● 輸出される物品およびサービス、海外でまたは輸出加工区内での建設および据付、また国際航空、国際海運および国際輸送サービスの実施に適用(注)
課税対象	● 特にVAT対象外と定義されたものを除き、生産、事業および消費に用いられる外国からの供給業者からの財・サービスの購入を含む物品およびサービスに適用	
納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> ● ベトナム国内において課税対象となる物品およびサービスを生産および売買する組織および個人、または課税対象となる物品およびサービスを国外から輸入するもの(以下、事業者)はVATを納付する義務を負う ● 以下の者が事業者に含まれる <ul style="list-style-type: none"> ➢ ベトナムの法律に基づき事業の登記を行っている事業組織 ➢ 政治団体、社会団体、および職能団体の経済組織、並びに人民軍の部隊 ➢ ベトナムの法律に基づき設立された外資系法人、並びにベトナム国内に法人を設立していないが、ベトナム国内で事業を営む外国企業および外国人 ➢ ベトナム国内で生産活動、売買活動または輸入活動を営む個人、家族世帯、パートナーシップおよびその他の事業形態 ➢ ベトナム国内で生産および事業、並びにベトナム国内に恒久的施設を有さない外国の組織またはベトナムの非居住者である外国人からの購入サービスを営む組織および個人 	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者は、VAT課税対象となる物品・サービスの生産、または売買に用いられる物品・サービスに対して支払ったインプットVATを税額控除でき、事業者はインプットVATを売上に係るVATと相殺することにより回収する ● VATの税額控除が認められるためには、購入価額が2,000万ドン未満の場合を除き、銀行を通じた支払いであることを証する書類が必要であり、またインプットVATの税額控除を裏付けるため正当なタックスインボイスが必要だが、そのタックスインボイスには課税前の価格、そのVATおよび合計支払額が記載されている必要がある ● タックスインボイスまたは税金の納付書の脱漏の為、申告において控除していないVATの金額があることに気付いた場合は、税務調査の実施決定前であれば、追加の税額控除の申請が可能であり、また、税額控除方式を用いてVATを納付する事業者は一定の条件下でVATの還付が認められる 	

(出所)EY「Worldwide VAT, GST and Sales Tax Guide 2018」

(注)税率0%を適用するためには、各会社で輸出通関書類を適切に保管しておく必要がある

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。

7.4 税制「国際課税」

- ◆ 日本とベトナムとの間では租税条約が締結済み。
- ◆ 移転価格税制はOECDガイドラインに準拠している。

租税条約

- ベトナム・日本間で二国間租税条約(日越租税協定)が締結されている

(出所)EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2018」

源泉税

- 配当:0%、利子:5%、ロイヤルティ:10%(内国法)(注)

(出所)EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2018」

(注)日越租税協定では、配当10%、利子10%、ロイヤルティ10%だが、実際の日本の受取人に対する支払いでは、より有利な内国法に基づく税率が適用される

国際的租税回避行動に対する対応:移転価格税制

- ベトナムの移転価格の規則の下において認められる独立企業間価格算定の方法は、OECDガイドラインに定められた方法に極めて類似しており、認められる方法は、以下の通り
 - 独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法、利益分割法、取引単位営業利益法
- 移転価格税制上、関連者間取引を行う法人は定められた様式を法人所得税の年次申告書に添付して、申告書提出期限までにその詳細な情報をベトナム税務当局へ報告する必要がある
- 同様に取引価格の算定根拠を証明する移転価格文書(ローカルファイル、マスターファイル、国別報告書)を法人税の確定申告期限(事業年度終了後90日以内)までにベトナム語で作成し、保管しておく必要がある
- 国別報告書については、以下のいずれかに該当する場合に作成が求められる
 - ベトナムに所在する多国籍企業グループの最終親会社で、直前の会計年度における連結売上高が18兆ドンの場合
 - 海外に所在する多国籍企業グループの最終親会社が、その所在国において国別報告書を作成・提出している場合
- ローカルファイル、マスターファイルについては、以下のいずれかに該当される場合は作成を免除される
 - 会計年度における総売上高が500億ドン未満、かつ関連者間取引の合計額が300億ドン未満の場合
 - 税務当局との事前確認の合意(APA)を締結し、かつ、APA関連の法規定に従って年次報告書を提出している場合
 - 事業内容が単純(在庫リスクや市場リスクを負わず、無形資産に関する経費や売上が発生しない場合等)、かつ、売上高に対する利益率が業種別水準(販売業は5%以上、製造業は10%以上、加工業は15%以上)の場合
- 移転価格文書は、移転価格税務調査において要求があった場合は15営業日以内に提出義務が生じ、移転価格税務調査以外で提出する場合は、ベトナム税務当局から通知書を受領してから30営業日以内に提出義務が生じる

(出所)EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2018」、EY「Global Tax alert 9 March 2017」、
ジェトロウェブサイト

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいませようお願い致します。

8. 貿易・為替管理制度

- ◆ 2007年のWTO加盟以降、貿易の自由化が促進。
- ◆ 為替相場は中央銀行が米ドルに対して公式レートを設定し、決められた範囲で取引される管理フロート制度。

貿易・為替管理制度

貿易管理	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2007年のWTO加盟における①関税引き下げ、②サービス分野の開放、③農業分野の補助金廃止や知的財産権保護等の合意により、貿易の自由化が進められている <p>【輸入規制品目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商工省が国内の需給等を基に、通常5年ごとに輸入制限品目の見直しを実施 ● 現在、武器、花火、衣服、電化製品、医療器具、室内装飾品、情報技術製品（プリンター、コピー機、ファックス機、ワープロ、パソコン、ハードディスク、携帯電話、ウェブカメラ）等の特定中古消費財、自動車（注1）等の特定中古製品等の輸入が禁止されている <p>【固定資産投資に対する免税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 進出企業が生産に必要な設備や機器を輸入する場合、当初の固定資産投資の一部は免税される ● 設備・機器が中古品の場合、一定の規制があり、計画投資省の許可が必要となる
外国為替管理	<p>【為替相場管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ベトナム国家銀行（中央銀行）が米ドルに対し公式レートを設定、決められた範囲で取引される管理フロート制度を採用 ● 外国企業や外国人投資家は、ベトナム国家への納税義務を履行した後、利益、配当金、収益の分配金、その他の合法的な収入（ロイヤルティ、借入金元利、個人所得等）を海外に送金する権利を有する（注2） <p>【貿易管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外貨決済が認められている。決済方法としては、信用状、為替手形、振込指示書等の支払い方法が利用可能 <p>【貿易外取引】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 経常取引や資本取引から外貨収入を得た現地法人は、銀行で外貨口座を開設することができる
FTA/EPA	<ul style="list-style-type: none"> ● 各国・地域とのFTA/EPAの締結・交渉によって、貿易関連規制の緩和を積極的に推進している ● 日本とはASEAN・日本FTAが2008年に発行されている他、EPAが2009年より発行されている ● 「ASEAN物品貿易協定(ATIGA)」により、2018年1月にASEAN各国との関税が原則すべての品目において撤廃された

（出所）ベトナム情報通信省「Decree 31/2015/TT-BTTTT」、ジェトロウェブサイト

（注1）製造後5年以下、車両登録後6か月以上、走行距離1万キロ以上であり、ベトナムの品質基準、安全基準、環境基準を満たしていれば、右ハンドル車、改造車、救急車、自動二輪、自転車を除き輸入可能である

（注2）外国人投資家は送金に際して送金業務の認可を受けた銀行に対し、税務当局による税金の納付証明書を含む一定の関係書類を提出する必要がある

- ◆ 国有商業銀行がベトナム金融の中心的存在。
- ◆ 株式銀行(民間商業銀行)は今後、再編が起こる可能性が存在。

金融機関

形態	役割・特徴
国有政策銀行	<ul style="list-style-type: none"> ● 市場経済で対応できないインフラ開発や貧困削減に資する金融を担うため、政府の方針を基に融資活動を行う
国有商業銀行	<ul style="list-style-type: none"> ● 国有商業銀行は2018年6月末で7行である ● 国有商業銀行は一般の民間商業銀行と同様の競争状況下で営業することが義務付けられている ● 4大国有商業銀行として知られるBIDV、Agribank、Vietinbank、Vietcombankが金融の中心的存在である ● 政府はIMFや世界銀行等の支援を受けて株式会社化を推進しており、4大国有商業銀行のうちAgribankを除く3行は2014年までに株式上場を果たしている
株式銀行 (合資銀行)	<ul style="list-style-type: none"> ● 2018年6月末時点で株式銀行は28行存在している ● その他は小規模乱立が目立ち、経営基盤が弱く不良債権の累積が問題視されている
合併銀行、 外国銀行支店	<ul style="list-style-type: none"> ● 2016年12月末時点で合併銀行は2行存在している ● 2018年6月末時点で外国銀行48支店が設立されている
ベトナム国家銀行 (中央銀行)	<ul style="list-style-type: none"> ● 融資規制、預金準備制度、外貨管理等を通じた金融政策を遂行するとともに、金融機関との預金及び貸付取引を通じた「銀行の銀行」の役割、財政に対する貸付等「政府の銀行」の役割を担当している

(出所)ベトナム国家銀行ウェブサイト、各種報道資料

金融機関の不良債権及び株式銀行の再編計画

- 2011年に、「規模が小さくかつ財務内容が不健全な銀行」に指定された銀行について、再編を進める銀行再編計画が発表
- 中央銀行査察部は2012年11月の不良債権比率が8.8%(不良債権額:250兆ドン、約110億米ドル)に達したことを発表した
- 2013年7月にベトナム国家銀行は債権回収公社を発足させ、10~12月中旬に銀行から総額22兆8,630億ドン(約1,070億円)の不良債権を買い取った。公社は簿価で債権を購入し、銀行は公社が債権を保管する5年間で、不良債権処理のための引当金を積み立てる形になる
- 2015年2月にベトナム国家銀行は2017年までに銀行数を約40行から15行程度に減らす方針を発表。株式銀行数は2014年12月末から2016年3月末にかけて37行から31行に減少した(2018/6月現在28行)
- 不良債権比率は2015年9月に2.9%まで低下し、政府目標(3%以下)を達成し、また2017年3月末時点では2.56%まで低下している
- グエン・スアン・フック首相は2017年7月、「2020年までの不良債権処理と金融機関再編案」を承認、株式銀行の整理が進むと考えられる

(出所)ベトナム国家銀行ウェブサイト、各種報道資料

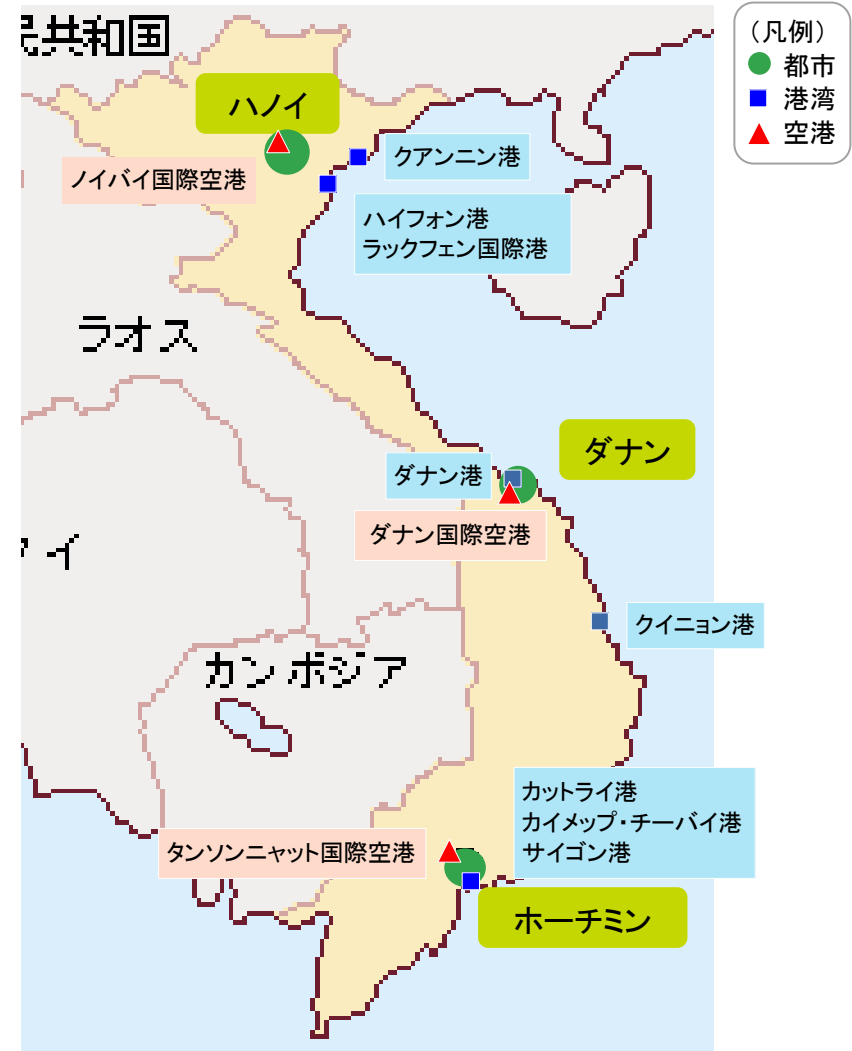
- ◆ 海上輸送は南部のサイゴン港等、航空輸送ではタンソンニャット国際空港、ノイバイ国際空港が主要拠点。
- ◆ 道路網、鉄道網ともに整備が十分に進んでおらず、商用の貨物輸送での利用には課題が存在。

物流インフラ

	現状	課題・今後の計画
海上輸送	<ul style="list-style-type: none"> ● ホーチミン市郊外のサイゴン港等が主要港湾拠点 ● 国内にある主要港はいずれも河川港であり、大型船の寄港は困難 ● 2018年5月、ハイフォン市に大深度の新しい国際港(ラックフェン国際港)が開港 	<ul style="list-style-type: none"> ● ラックフェン国際港の拡張 ● ホーチミン市郊外の2013年2月に開港した国際港カイメップ・チーバイ港の拡張が進行中
航空輸送	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内の主要国際空港は、タンソンニャット、ノイバイ、ダナンの3つ ● 国際輸送はタンソンニャット国際空港とノイバイ国際空港が大部分を占有 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2015年6月に建設計画案が国会承認されたロンタイン新国際空港(ホーチミン市から40km)は、2020年末に着工、2025年末に第一期開業する計画
道路網	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路網は総延長で19万5,468km(2013年)で、舗装率は75.9%(14万8,338km) ● 南北高速道路のうち、2015年12月にハノイとハイフォン間、2018年9月にハロンとハイフォン間、ダナンとクアンガイ間が開通 	<ul style="list-style-type: none"> ● ハノイ、ホーチミンの市内道路は全面的に舗装されているが、地方都市の道路の約6割は未舗装 ● グエン・スアン・フック首相は、ハノイとホーチミンを結ぶ南北高速道路(総延長1,372キロ)の建設計画を承認、建設工事は3期に分けて行われ、2030年まで全面開通を見込む
鉄道網	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄道は公社の独占事業 ● 2014年の国内鉄道網の総延長距離は2,600km ● 同国第一の主要幹線はハノイとホーチミンを結ぶ南北統一鉄道 ● ただし、老朽化、単線、狭軌、橋梁整備が不十分のため、鉄道輸送には不適 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2010年に国会で否決されたハノイ・ホーチミン間(約1,600km)を結ぶ「南北高速鉄道」計画は2019年に国会に提出、再議決が行われる計画2050年までの全線開通を目指す ● ハノイ建設中のメトロ2A号線(全長13kmの高架鉄道)は2018年9月に試運転を開始、2019年初頭の運転開始を目指す ● 日本政府が支援しているベトナム初となる地下鉄「ホーチミン市都市鉄道」は、2017年5月に着工、2020年の運行を目指す

(出所) CIA「The World Factbook」(2017年1月版)、各種報道資料

港湾と空港の位置



(出所) 外務省ウェブサイト、各種報道資料を基に作成

- ◆ 第7次国家電力開発マスタープラン(PDP7:2011～2020年)の進捗率が前計画の進捗率よりも大幅に改善。
- ◆ 「電力不足・停電」を「経営上の問題」と考える日系企業は減少しており、電力事情は改善傾向。

電力・通信の現状と方向性

	現状・問題点	方向性
電力	<ul style="list-style-type: none"> ● ベトナムにおける2016年の発電量は1,829億kWh。このうち、石炭火力が37.3%、水力発電が34.9%、天然ガス発電が24.9%を占める ● 第7次国家電力開発マスタープランの2011-2016年の電源開発実行率は79.6%であり、前計画の進捗率(70%以下)より進捗率は改善 ● 2015年のジェットロの調査でも、「電力不足・停電」を「生産面での問題点」と回答した日系製造企業の割合は15.7%と2011年の61.6%から激減している ● 天候の影響を受けやすい水力発電に依存していたが、2015年に石炭火力発電による発電量が水力を上回り、これまでと比べ供給は安定してきている 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2011年7月、第7次国家電力開発マスタープランを発表、2016年3月に改定した。目標総発電量(輸入含む)は、2030年57万2,000GWh(2015年の約3.5倍) ● 同計画では、2030年までに石炭火力発電の発電容量が全体の42.6%、再生可能エネルギーが全体の21.0%を占める予定 ● 2014年から着工予定であった原子力発電所の建設計画の着工が人材、資金面の問題で延期されていたが、2016年11月に計画の中止が発表された ● 商工省は2016年から電力卸売市場を自由化、2021年には電力小売市場も自由化する方針
通信	<ul style="list-style-type: none"> ● 商用通信については、電話、ファックス、インターネットとも問題ない ● 通信市場は、民間企業にも開放され、新規参入企業による通信料金の低価格化が進んでいる ● 2016年10月から、第4世代(4G)移動通信システムが商用化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 携帯電話の加入者数が急増した後、横ばいで推移 ● 携帯電話は特に都市部で普及しており、国民1人あたり、約1.3契約を結んでいる ● インターネット加入者も近年増加傾向にある

(出所)ジェットロウェブサイト、各種報道資料

通信サービス普及状況

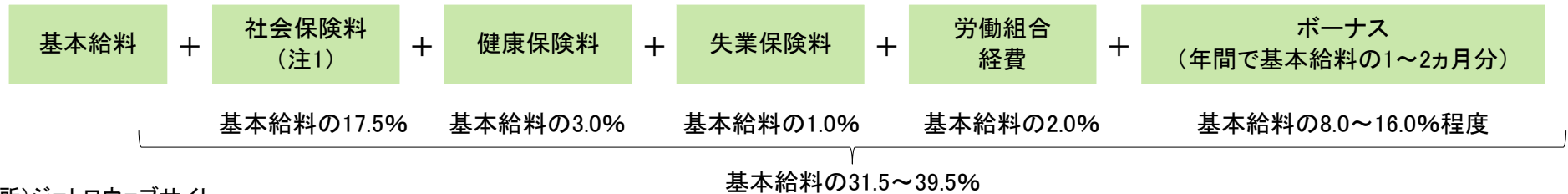
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
固定電話契約者数 (人口100人あたりの契約数)	673万契約 (7.4契約)	673万契約 (7.3契約)	732万契約 (7.8契約)	560万契約 (5.9契約)	453万契約 (4.7契約)
携帯電話契約者数 (人口100人あたりの契約数)	1億2,374万契約 (135.2契約)	1億3,615万契約 (147.1契約)	1億2,032万契約 (128.6契約)	1億2,060万契約 (127.5契約)	1億20万契約 (125.6契約)
ブロードバンド契約者数 (人口100人あたりの契約数)	515万契約 (5.6契約)	600万契約 (6.5契約)	766万契約 (8.2契約)	909万契約 (9.6契約)	1,127万契約 (11.8契約)

(出所)ITU「Country ICT data」

11.1 労働事情「賃金動向」

- ◆ 基本給料とは別に会社が負担する人件費は、基本給料の31.5%～39.5%。
- ◆ 政府は最低賃金の引き上げを2011年以降、毎年実施しており、最低賃金は2011年から2017年にかけて全地域で2倍以上に上昇。2018年にも2017年比平均6.5ポイントの引き上げが実施された。

会社が負担する人件費



(出所) ジェトロウェブサイト

(注1) 労働災害・職業病保険の保険料率に関する政令「Decree44/2017/ND-CP」によって、2017年6月から労働災害・職業病保険率が1%から0.5%に引き下げられた。会社が負担する社会保険料は、疾病・妊娠出産基金(3%)、退職年金・遺族基金(14%)と合わせて17.5%となった

地域別最低賃金(月額)

(万ドン/月)

地域 (注2)	2011年 1月	2011年 10月 (注2)	2013年 1月	2014年 1月	2015年 1月	2016年 1月	2017年 1月	2018年 1月
第1地域	155	200	235	270	310	350	375	398
第2地域	135	178	210	240	275	310	332	353
第3地域	117	155	180	210	240	270	290	309
第4地域	110	140	165	190	215	240	258	276

(出所) ジェトロウェブサイト、各種報道資料

(注2) 2011年10月から、各地域に含まれる都市区分が一部変更された

第1地域はハノイ市、ハイフォン市、ホーチミン市等の都市部、
第2地域はダナン市、フエ市等の中部の都市、および北部・南部の都市部郊外、
第3地域はハナム省等の新興地方都市、第4地域はその他の地域である

主要都市の賃金水準(2017年12月～2018年1月時点)(注3)

	ハノイ	ホーチミン
ワーカー (一般工職)	458万ドン 204米ドル	525万ドン 234米ドル
エンジニア (中堅技術者)	943万ドン 420米ドル	989万ドン 441米ドル
中間管理職 (課長クラス)	2,084万ドン 927米ドル	2,179万ドン 973米ドル
賞与支給額	1.60カ月	1.47カ月
保険負担率 (注4)	雇用者	21.5%
	被雇用者	10.5%

(出所) ジェトロウェブサイト

(注3) 月額給与を、2018年の1月8日の為替レートで換算(1米ドル=22,401ドン)

(注4) 保険には社会保険、健康保険、失業保険を含む

11.2 労働事情「就業者数・労働条件」

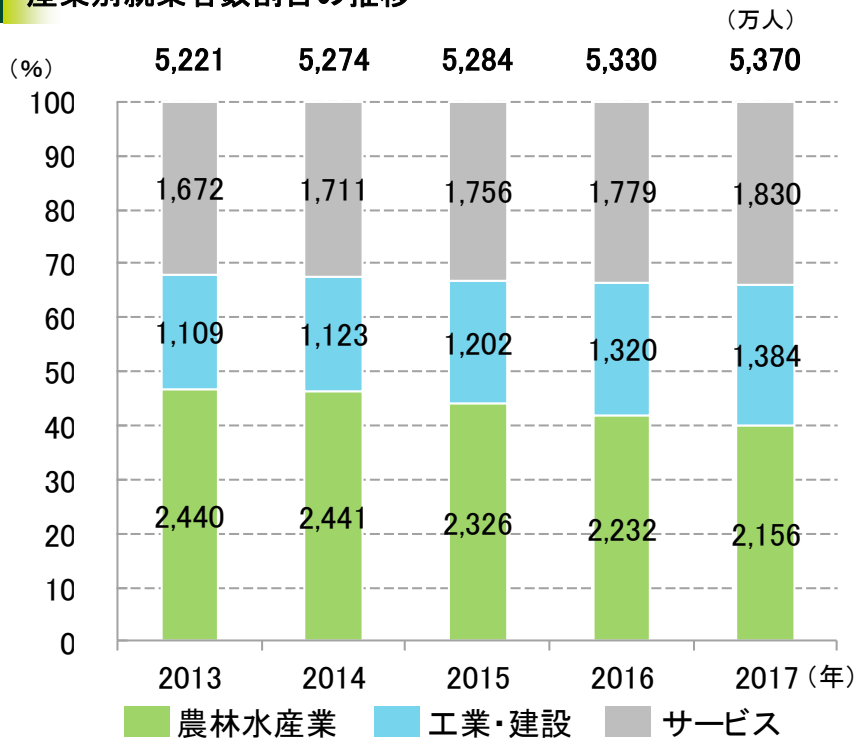
- ◆ 農林水産業の就業者数・割合ともに減少傾向。工業・建設業、サービス業の就業者数・割合は増加傾向。
- ◆ 2012年6月に労働法が改正され、2013年5月1日から施行。残業規制が実質的に変更されず、テト(旧正月)休暇の日数が増加する等、一部の進出日系企業にとってはコストアップの要因となる内容。

労働市場

総人口(2017年)	9,364万人
就業者数(2017年)	5,370万人

(出所) CEIC、ベトナム統計局「Socio-economic situation」

産業別就業者数割合の推移



(出所) ベトナム統計局「Socio-economic situation」

労働条件

雇用契約	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用契約には、①期限の定めのないもの、②12～36カ月の期限付き、③季節労働または特定業務に関する12カ月未満、の3種類がある(労働法第27条) ● 期限付き契約(上記②、③)において、契約終了後も被雇用者が雇用の継続を望んだ場合、終了後30日以内に新たな労働契約を結ばなければならない ● 期限付き契約の場合、契約更新が認められるのは1回のみで、2回目の更新の際には、期限の定めのない雇用契約(上記①)を結ばなければならない
勤務時間	● 週48時間、週休1日、1日あたり8時間
残業	● 1日あたり4時間以内、年間200時間以内 (政府承認を取得すれば、年間300時間まで可能)
試用期間	● 短期大学以降の専門・技術水準を要する仕事の場合は60日以内、給料は正式採用時の85%以上
年休	● 1年勤務後、年間12～16日
祝祭日日数(2017年)	● 年間10日(正月、旧正月(5日)、フンフォン王(雄王)記念日、解放記念日、メーデー、独立記念日等)
退職金	● 雇用期間1年につき月給の50%
産休期間	● 6カ月

(出所) 各種報道資料

- 本資料は情報の提供のみを目的として作成されたものです。特定の金融商品・サービスあるいは特定の取引・スキームに関する申し出や勧誘を意図したのではなく、また特定の金融商品・サービスあるいは特定の取引・スキームの提供をお約束するものでもありません。
- 本資料は一般に信頼できると思われるデータに基づき作成しておりますが、その信憑性・正確性を保証するものではありません。本資料の利用に関してはお客さまご自身でご判断下さいますようお願い致します。
- 本資料記載の情報は、今後の経済情勢・マーケット動向等の変化により、内容に変更が生じる場合があります。また、本資料に記載する見解や評価は記載時点でのもので、将来の変動を正確に予想することも困難です。最終的にはお客さまの相場観に基づいてご判断下さいますようお願い致します。なお、本資料に金融商品・サービス等の記載がある場合、当該金融商品・サービス等はお客さまに適切なものであるとは限りません。
- 本資料記載の情報に関する会計・税務・法務面の問題点の有無につきましては、会計士・税理士・弁護士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。
- 本資料はお客さまの参考資料の目的でのみご利用いただきたく、お客さま及びお客さま担当会計士・税理士・弁護士等の専門家以外の法人・個人に対して本資料の全部もしくは一部を引用、複写、転送、開示されることはご遠慮いただきますようお願い致します。

本資料についてのご照会は、
お取引店までお問い合わせください。